

## 平成17年度特定調達品目及びその判断の基準等の見直しの概要(案)に対する意見

## 1. 品目及び基準(案)についての意見

	主な意見の概要	考え方	件数
・紙類・文具類・機器類	・合法性・持続可能性が確認された木材の調達推進に関するパブリックコメントの開始時期について	・平成18年1月10日に開始しました。	1
	・コピー用紙の判断の基準を「古紙パルプおよび環境に配慮されたパルプの配合率100%。なお、原材料となる全ての木材などは、産出地の法律・規則を遵守して生産されていること。さらに、塩素ガスを使わずに漂白されていること。環境に配慮されたパルプとは原材料が『第三者森林認証材』『植林木』、資源の有効活用に資する『再・未利用材』などをいう。」とすべき。	・古紙パルプ配合率については、今後、持続可能な森林経営に関する国際的な基準、考え方等が定まった時点において、必要な事項について検討を行いたいと考えております。	8
	・古紙配合率やカラーに関わらず、FSCなどの信頼できる森林認証制度により認証された用紙については、環境配慮用紙として社会に定着しつつあることから、特定調達品目の基準を満たすものとするべき。	・持続可能な森林経営に関する国際的な基準、考え方等が定まっていないことから、今後、国際的な基準、考え方等が定まった時点において、必要な事項について検討を行いたいと考えております。	1
	・合板・製材工場から発生する端材等の再生資源の原木についても合法性が求められることが望ましくことから、再生資源の原木の合法性について明記してはどうか。	・既に加工された製品等については、合法性を確認することは困難であるため、備考の記述は原文のとおりとします。	4
	・新基準に適合する製品を円滑に提供するためには、関係方面への周知と社内体制の整備等に相当の期間を要することから経過措置期間が必要である。特に輸チップ、輸入パルプについては海外関係者が対象になるので相当の期間を要すること、政府調達等が1年分の入札により実施される例があることを考慮すれば、新基準の施行後、最低1年間の経過措置期間を設定すべき。	・備考の記述のとおり、平成18年4月1日以降に伐採された木材が合法性の確認の対象となることから、適切な猶予期間が担保されていると考えます。また、輸入相手国等に対しては、各府省と連携し周知及び協力要請等に配慮します。	6
	・白色度の数値基準は削除すべき	・古紙を使用した製品の白色度を高めるためには、脱墨工程及び漂白工程における化学物質使用量が大きくなる場合があります。このため、白色度の低い中低級古紙(市回収古紙等)を多く配合した製品の利用の促進は、脱墨剤及び漂白剤などの薬品の使用削減に係る環境負荷低減を図るとともに、中低級古紙の利用促進につながることを判断の基準として設定しています。	3
	・バージンパルプの原料とされる原木が合法性を有するのみならず、バージンパルプを扱う加工・流通および納入段階の事業者としては、合法でない原木を扱っていない事業者を選択することが望ましいことについて明記してはどうか。	・今後、適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。	1
	・塗工紙の場合の塗工量が両面で30g/m <sup>2</sup> 以下とする判断の基準は環境上、技術的、科学的な正当性が不明。	・表面塗工した用紙は、印刷適正などの品質を向上させることができますが、その古紙をパルプにする際に、薬品使用量の増加につながるとともに、製紙スラッジと呼ばれる廃棄物となるところから、環境負荷低減の観点から過度の塗工は不必要と考えており、塗工量に係る判断の基準を設定しています。	1
	・従来までの「品目追加」を主とした調達方針の見直しから、「基準改定」を伴う見直しに変わってきていることについて、閣議決定から施行までの期間が短すぎて、各メーカーが対応するのは非常に困難。当年閣議決定されたものは次年度4月施行(準備期間1年)などのルーチンの見直しを検討すべき。	・特定調達品目の判断の基準の見直しは、今後いただく提案や市場動向、技術の開発、科学的知見の充実等の状況に応じて検討することが基本となりますが、ご意見にあるルーチンの見直しが事前に判明している場合は、当該品目について検討する旨備考欄に記述するなどの対応を図るよう努めます。	1
	文具類(OAフィルター(枠あり))	・当該品目の再生プラスチック重量の対象となる部位を明確にすべき。	・ご意見を考慮しつつ、表現の適正化を図ります。
文具類(封筒)	・個別特定調達品目の判断の基準が定められている事務用封筒(紙製)および窓付き封筒(紙製)は、バージンパルプに関する合法性も適用されないと判断されるおそれがあるため、文具類共通の判断の基準の見直し案の「古紙パルプ」と「バージンパルプ」の2項に分けるか、個別特定調達品目の判断の基準に、バージンパルプ(間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されるバージンパルプは除く。)が使用される場合にあっては共通の判断の基準が適用される等の記載をすべき。	・ご意見を踏まえ、表現の適正化を図ります。	1
OA機器(ディスプレイ)	・ディスプレイについては、国際エネルギースタープログラムの2005年1月以降基準及び2006年1月以降基準が制定されているため、2006年度グリーン購入法の判断の基準としては、2006年1月以降の基準とすべき。	・ご意見のとおり修正します。	1
	・「5.消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則別表第2による。」とあるが、「5.消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則の一部を改訂する細則別表第2による。」ではないか。	・ご意見のとおり修正いたします。	1
	・特定の化学物質を含まないディスプレイの製造を日本の大手家電メーカーはすでに欧州でのRoHS導入に伴い実施していることから、含有量の管理のみならず、特定の化学物質を使用しないようにすべき。	・本配慮事項については、産業構造審議会製品3Rシステム高度化WG取りまとめ「グリーン・プロダクト・チェーンの実現へ向けて」及び環境省廃棄物・リサイクル対策部「製品中の有害物質に起因する環境負荷の低減方策に関する調査検討報告書」を踏まえ、設定したものです。	1
家電製品(電気冷蔵庫等)	・配慮事項を「JIS C 0950に位置付けている特定の化学物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)の含有情報がウェブ等で容易に確認できること。」に修正すべき。	・ご意見を考慮しつつ、表現の適正化を図ります。	1
	・配慮事項については「電気冷蔵庫」は適用除外とすべき。	・ご指摘の趣旨を踏まえ、修正いたします。	1
	・備考3の記述は削除すべき。	・グリーン購入法に基づき国等の機関が調達方針において、具体的な調達目標を毎年度定めることとなりますが、備考に示した場合等は必要に応じ、目標設定に当たって考慮すべき事項であることを明確にする必要があることから、その旨示しています。	1
エアコンディショナー等	・特定の化学物質の含有情報については資源有効利用促進法に基づく基本方針ではなくJIS C 0950によることを示す方が適当ではないか。	・ご意見を考慮しつつ、表現の適正化を図ります。	1
	・含有情報に係る情報提供の方法はホームページ等での開示程度の記述に止め、「廃棄時に廃棄物処理業者に情報提供が可能な製品であること」の記述は不要。	・ご意見を考慮しつつ、表現の適正化を図ります。	1
	・上記観点から「備考3」は不要。また、特定の情報源を示すことは不適切。	・ご意見を考慮しつつ、表現の適正化を図ります。	1
	・資源有効利用促進法が対象とするエアコンディショナーの範囲と異なっていることから、適切な記述を追加すべき。	・配慮事項は特定調達物品等であるための要件ではありません。配慮事項に記載することにより、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理等が促進されることを期待するものです。なお、産業構造審議会製品3Rシステム高度化WG取りまとめ「グリーン・プロダクト・チェーンの実現へ向けて」において「措置の対象とならない電気・電子機器についても、含有物質の情報管理に関して、事業者において自主的な取組が行われることが期待され、こうした取組を促すような物質の情報開示方法が検討されることが望まれる」とされています。	1
蛍光管	・「蛍光管」の名称を「蛍光ランプ」に変更すべき。	・ご意見を踏まえ、品目の名称については、表現の適正化を図ります。	4
	・「蛍光管」の配慮事項「使用済ランプの回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。」を削除すべき。	・配慮事項は特定調達物品等であるための要件ではありません。配慮事項に記載することにより、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理等が促進されることを期待するものです。	6

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「蛍光管」の配慮事項 については賛同する。</li> <li>・備考の「人感センサー」に係る記述は不必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電球形蛍光灯ランプが所定の性能を保証できるのは、点滅回数がある程度少ない場合であり、人感センサー等が組み込まれた機器で点灯回数が非常に多くなる場合には所定の寿命を確保できないため記載いたしました。</li> </ul>	1
電球形ランプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「電球形ランプ」の名称を「電球形蛍光灯ランプ」にすべき。</li> <li>・「電球形ランプ」の定義及び適用範囲を明確にすべき。</li> <li>・「電球形ランプ」の判断基準 「LEDランプである場合は、定格寿命は30,000時間以上であること。」を削除すべき。</li> <li>・LEDを当項目から削除すべき。</li> <li>・「LEDランプ」の定義及び適用範囲を明確にすべき。</li> <li>・「LEDランプ」について、定格寿命の定義及び測定方法等を明確化するが、もしくは判断の基準について再検討するべき。</li> <li>・LEDについては、本案と今年度基本方針における「照明器具」の備考の記述との整合性について考慮すべき。</li> <li>・「電球形ランプ」の配慮事項 「使用済ランプの回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。」を削除すべき。</li> <li>・備考の「人感センサー」に係る記述は不必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本判断の基準は、白熱電球等と比較し蛍光灯ランプ及びLEDランプが超寿命かつ省エネルギー性能に優れていることから特定調達品目として選定しているため、電球形のランプ一般として記載を行う必要があると考えます。なお、ご意見を踏まえ、品目の名称については、主旨がわかるよう適切な表記を追加いたします。</li> <li>・本判断の基準は、白熱電球等に対しその環境負荷低減効果を勘案し策定した基準であります。電球形蛍光灯ランプに関しては、サイズ及び繰り返し点灯時の寿命や直流回路での安全性の問題等対象範囲外が大きく存在しております。一方でLEDランプについては、前記を埋める範囲での製品供給が既にある程度実施されており、合わせてほぼ全ての範囲がカバーされた適切な基準となると判断いたしました。このため、原案のとおりとします。</li> <li>・本判断の基準は、白熱電球等に対しその環境負荷低減効果を勘案し策定した基準であります。電球形蛍光灯ランプに関しては、サイズ及び繰り返し点灯時の寿命や直流回路での安全性の問題等対象範囲外が大きく存在しております。一方でLEDランプについては、前記を埋める範囲での製品供給が既にある程度実施されており、合わせてほぼ全ての範囲がカバーされた適切な基準となると判断いたしました。このため、原案のとおりとします。</li> <li>・本判断の基準は、白熱電球等に対しその環境負荷低減効果を勘案し策定した基準であります。電球形蛍光灯ランプに関しては、サイズ及び繰り返し点灯時の寿命や直流回路での安全性の問題等対象範囲外が大きく存在しております。一方でLEDランプについては、前記を埋める範囲での製品供給が既にある程度実施されており、合わせてほぼ全ての範囲がカバーされた適切な基準となると判断いたしました。このため、原案のとおりとします。</li> <li>・本判断の基準は、白熱電球等に対しその環境負荷低減効果を勘案し策定した基準であります。電球形蛍光灯ランプに関しては、サイズ及び繰り返し点灯時の寿命や直流回路での安全性の問題等対象範囲外が大きく存在しております。一方でLEDランプについては、前記を埋める範囲での製品供給が既にある程度実施されており、合わせてほぼ全ての範囲がカバーされた適切な基準となると判断いたしました。このため、原案のとおりとします。</li> <li>・本判断の基準は、白熱電球等に対しその環境負荷低減効果を勘案し策定した基準であります。電球形蛍光灯ランプに関しては、サイズ及び繰り返し点灯時の寿命や直流回路での安全性の問題等対象範囲外が大きく存在しております。一方でLEDランプについては、前記を埋める範囲での製品供給が既にある程度実施されており、合わせてほぼ全ての範囲がカバーされた適切な基準となると判断いたしました。このため、原案のとおりとします。</li> <li>・本判断の基準は、白熱電球等に対しその環境負荷低減効果を勘案し策定した基準であります。電球形蛍光灯ランプに関しては、サイズ及び繰り返し点灯時の寿命や直流回路での安全性の問題等対象範囲外が大きく存在しております。一方でLEDランプについては、前記を埋める範囲での製品供給が既にある程度実施されており、合わせてほぼ全ての範囲がカバーされた適切な基準となると判断いたしました。このため、原案のとおりとします。</li> <li>・本判断の基準は、白熱電球等に対しその環境負荷低減効果を勘案し策定した基準であります。電球形蛍光灯ランプに関しては、サイズ及び繰り返し点灯時の寿命や直流回路での安全性の問題等対象範囲外が大きく存在しております。一方でLEDランプについては、前記を埋める範囲での製品供給が既にある程度実施されており、合わせてほぼ全ての範囲がカバーされた適切な基準となると判断いたしました。このため、原案のとおりとします。</li> <li>・電球形蛍光灯ランプが所定の性能を保証できるのは、点滅回数がある程度少ない場合であり、人感センサー等が組み込まれた機器で点灯回数が非常に多くなる場合には所定の寿命を確保できないため記載いたしました。</li> </ul>	1 9 1 3 4 1 1 1 6 1
自動車等(タイヤ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転がり抵抗については、現在国連のECE/WP29及びISOで統一試験及び基準化が検討されており、それらの内容・動向等を十分に調査の上、国際的な不整合を生じないよう配慮すべき。</li> <li>・判断の基準 のスパイクタイヤでないことを規定する必要性及び理由について教示願いたい。</li> <li>・特定調達品目の判断の基準を満足するタイヤを製造業者・販売業者が届け出る場合の具体的方法を明示願いたい。</li> <li>・一般公用車の定義を教示願いたい。</li> <li>・鉛の使用量を可能な限り減らすという曖昧なものではなく、具体的な数値目標を入れるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、国際的な統一試験及び基準化の動向について調査を実施いたします。なお、今後の国際的な統一試験及び基準化の検討が進んだ段階で、必要に応じ、判断の基準の見直しを検討することとします。</li> <li>・趣旨を備考欄に記載します。</li> <li>・当該製品が特定調達物品等に該当することの検証については、調達者の要求に応じ、製造事業者、販売事業者等自らが責任を持って必要な情報の提供を行っていただくこととなります。</li> <li>・一般公用車とは、本基本方針の「10-1 自動車」において定めるところですが、「通常の行政事務の用に供する乗用自動車(乗車定員10名以下のものに限る。)であって、普通自動車又は小型自動車であるもの」を指します。</li> <li>・今後、適宜参考とさせていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。</li> </ul>	1 1 1 1 1
コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材(再生骨材等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品目分類「コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊リサイクル資材」に関しては削除せず、再生骨材等の品目名は「再生骨材等」(再生粗骨材、再生細骨材)とし、判断の基準を「セメントコンクリート塊から製造した骨材が含まれていること」に変更すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品目分類の変更については、他の品目との整合を図り、用途を示す「路盤材」という名称に改めたものです。また、再生骨材の用途として、路盤材の他に基礎砕石等も考えられますが、多くは路盤材として使用されていると考えられるため、「路盤材」という名称とするものであります。これにより、基礎砕石としての使用を制限するものではありません。</li> </ul>	1
舗装材(再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重金属等有害物質の含有及び溶出に対する配慮事項については、環境庁告示第46号、環境省令第29号に準拠するものと推察されるが、その試験対象は溶融スラグであるのか溶融スラグを配合したコンクリート製品であるのか明確に示すべき。</li> <li>・透水性能、品質の確保の観点から、再生材料の基準を原材料の重量比10%以上とすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本品目の配慮事項の中には、施工時および使用時の記述をしていることから、配慮事項の対象が製品であることは明確に示されていると考えます。</li> <li>・判断の基準の見直しについては、いただいた提案や、技術の開発・普及、科学的知見の充実等の状況に応じて適宜検討するものです。本品目についても、このような観点から実績も踏まえた検討を行い、見直しに至ったものです。</li> </ul>	1 1
製材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加工されたフローリング等の製品も該当となるように、品目名を「製材及び同製品」「集成材・合板・単板積層材及び同製品」とすべき。</li> <li>・公共工事の合板使用量においては型枠材の存在が大きく、品目に型枠材を加え「製材および型枠材等」としてはどうか。</li> <li>・製材の判断基準の一部として、間伐材のみを「持続可能な森林経営により伐採されたもの」と位置づけているのではないかと。また、木材を「持続可能な森林経営により伐採されたもの」と判断するのは(収穫方法による制限については)森林経営・管理の専門家に任せるべき。</li> <li>・間伐材等の利用を優先するが「」を満たすことが困難な場合」とは何か不明確。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国及び独立行政法人等による調達がなく、または、極めて少ないもの」「既に十分に普及しているもの」を除き、パブリックコメントにおいて示した特定調達品目検討に当たっての基本的考え方に従い、いただいた提案を参考に、検討を行っています。なお、新たな品目のご提案については、当該品目の客観的な環境負荷低減効果を明示の上、提案募集に当たってご応募願います。</li> <li>・新たな品目のご提案については、当該品目の客観的な環境負荷低減効果を明示の上、提案募集に当たってご応募願います。</li> <li>・現在要件としているのは、合法性のみであり、持続可能性については国際的な標準が定まっていないため、配慮事項(望ましい事項)としています。また、間伐材や小径木については、大量に未利用な状況で廃棄される資源であるため、有効利用の観点から優先調達をしております。なお、ご指摘のとおり、持続可能な森林経営の副産物でもあり、持続可能性について国際的な同意と適切な供給体制が確立し次第、公開で行っている意見募集に提案を頂き、早急に検討をしていきたいと考えています。</li> <li>・ご意見を踏まえ、表現の適正化を図ります。</li> </ul>	1 1 1 1

	<ul style="list-style-type: none"> <li>製材の判断の基準を「原料として使用される原木は、間伐材、林地残材、小径木又は、その伐採にあたって生産された国における森林に関する法令に照らし合法な木材であること」とすべき。</li> <li>において、「間伐材、林地残材又は小径木」が原料である場合は合法性の確認が不要となっているが、諸外国では材の径が合法性の要件に関わる場合もあり、間伐材および小径木についても合法性の確認を行うべき。</li> <li>原料とされる原木が合法性を有するのみならず、加工・流通および納入段階の事業者としては、合法でない原木を原料として扱っていない事業者を選択することが望ましいことについて明記してはどうか。</li> <li>合板の判断の基準について「が合法な合板を製造する場合の一般的な基準であることから、これをとし、既に示されているを」とすることが妥当。この場合「を満たすことが困難な場合は」に適宜変更する必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>間伐材、林地残材、小径木については未利用資源の有効利用であり、環境負荷低減の観点から第一に推進する必要があると考えております。それ以外の場合は、合法性の確認された木材の利用を図ることとしています。</li> <li>今後、適宜参考にさせていただきたくて掲載させていただきます。</li> <li>今後、適宜参考にさせていただきたくて掲載させていただきます。</li> </ul>	11
集成材、合板、単板積層材	<ul style="list-style-type: none"> <li>集成材、合板、単板積層材の判断の基準も、供給者にとっては必要以上の負担であると考えます。</li> <li>輸入材への対応について、わが国への木材輸入国の法令及び当該国の合法性を証明する書類を政府として早急に調査し、業界を指導すること、合法性の証明書類の発行が円滑に実施されるよう政府から輸出国政府に対し要請すること、輸出国において、合法性の証明書類発行の体制が整うまでの間は当該輸入材に係る合法性の証明については弾力的な措置（例えば木材団体が証明する方法）が講じられるようにすることが必要。</li> <li>合板・製材工場から発生する端材等の残材の原木についても合法性および持続可能性が求められることが望ましいことから、残材の原木について合法かつ持続可能なものであることを明記してはどうか。</li> <li>輸入材に関し、合法性の証明書類が発行されなくとも、直ちに「違法伐採」と位置づける事なく実態把握の上、弾力的措置が講じられるようにすべき。</li> <li>集成材・合板・単板積層材の判断の基準を「間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であること、又は、原料として使用される原木は、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法律に照らし合法な木材であること」とすべき。</li> <li>の両者において、「間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木」が原料である場合は合法性の確認が不要となっているが、諸外国では材の径が合法性の要件に関わる場合もあるので、間伐材および小径木についても合法性の確認を行うべき。</li> <li>原料とされる原木が合法性を有するのみならず、加工・流通および納入段階の事業者としては、合法でない原木を原料として扱っていない事業者を選択することが望ましいことについて明記してはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>間伐材、林地残材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、小径木については未利用資源の有効利用であり、環境負荷低減の観点から第一に推進する必要があると考えております。それ以外の場合は、合法性の確認された木材の利用を図ることとしています。</li> <li>現在要件としているのは、合法性のみであり、持続可能性については国際的な標準が定まっていないため、配慮事項（望ましい事項）としています。また、間伐材や小径木については、大量に未利用な状況で廃棄される資源であるため、有効利用の観点から優先調達をしております。</li> <li>各府省と連携の上、配慮します。</li> <li>既に加工された製品等については、合法性を確認することは困難であるため、備考の記述は原文のとおりとします。</li> <li>備考の記述のとおり、平成18年4月1日以降に伐採された木材が合法性の確認の対象となることから、適切な猶予期間が担保されていると考えます。また、輸入相手国等に対しては、各府省と連携し周知及び協力要請等に配慮します。</li> <li>間伐材、林地残材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、小径木については未利用資源の有効利用であり、環境負荷低減の観点から第一に推進する必要があると考えております。それ以外の場合は、合法性の確認された木材の利用を図ることとしています。</li> <li>今後、適宜参考にさせていただきたくて掲載させていただきます。</li> <li>今後、適宜参考にさせていただきたくて掲載させていただきます。</li> </ul>	1
			1
			1
			5
			1
			2
			18
			1
			1
製材、集成材・合板・単板積層材	<ul style="list-style-type: none"> <li>加工されたフローリング等の製品も該当となるように、品目を「製材及び同製品」「集成材・合板・単板積層材及び同製品」とすべき。</li> <li>「製材等」の使用が建築の木工事に限定されているが、土木工事を含めた公共工事全般において使用される木材・木製品（型枠、仮設資材など）に適用されるべき。</li> <li>製材等の判断の基準における「を満たすことが困難な場合」として備考欄に「寸法、又は、弾力性、耐摩耗性等の機能的特性による制約がある場合」と規定されているが、この「制約がある場合」に該当するか否かは、誰がどの段階で決定するのか明確にすべき。</li> <li>製材の判断の基準に「を満たすことが困難な場合は、・・・」とあるが、間伐材による製材品も主伐材による製材品も機能的特性は変わらないことから、「間伐材、林地残材、小径木、又は、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法律に照らし合法な木材であること」とすべき。集成材、合板、単板積層材についても同様。</li> <li>主材と間伐材の区別が困難な場合もあり、諸外国では間伐を行わない林業経営もあることから、とは並列であるものとし、いずれか一方が満たされることで、特定調達品目の基準を満たすものとするべき。</li> <li>当該制度の円滑な運用にあたっては、国内で普及啓発に努めることはもとより、多岐にわたる輸出国に対し、当該制度の理解と協力を得る必要があり、特段の連携強化を図るべき。また、輸出国における関係法令や木材の合法性・持続可能性の確認手続きなどを具体的に示すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国及び独立行政法人等による調達がない、または、極めて少ないもの」「既に十分に普及しているもの」を除き、パブリックコメントにおいて示した特定調達品目検討に当たっての基本的考え方に従い、いただいた提案を参考に、検討を行っています。なお、新たな品目のご提案については、当該品目の客観的な環境負荷低減効果を明示の上、提案募集に当たってご応募願います。</li> <li>「国及び独立行政法人等による調達がない、または、極めて少ないもの」「既に十分に普及しているもの」を除き、パブリックコメントにおいて示した特定調達品目検討に当たっての基本的考え方に従い、いただいた提案を参考に、検討を行っています。なお、新たな品目のご提案については、当該品目の客観的な環境負荷低減効果を明示の上、提案募集に当たってご応募願います。</li> <li>調達者が設計段階において決定することになります。</li> <li>間伐材、林地残材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、小径木については未利用資源の有効利用であり、環境負荷低減の観点から推進する必要があると考えます。</li> <li>間伐材、林地残材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、小径木については未利用資源の有効利用であり、環境負荷低減の観点から第一に推進する必要があると考えております。それ以外の場合は、合法性の確認された木材の利用を図ることとしています。</li> <li>国内での普及啓発、関係各国への協力要請等に関しては、各府省と連携し、推進いたします。</li> </ul>	10
			13
			1
			1
			2
			1
違法伐採に係る分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入材への対応について、わが国への木材輸入国の法令及び当該国の合法性を証明する書類を政府として早急に調査し、業界を指導すること、合法性の証明書類の発行が円滑に実施されるよう政府から輸出国政府に対し要請すること、輸出国において、合法性の証明書類発行の体制が整うまでの間は当該輸入材に係る合法性の証明については弾力的な措置（例えば木材団体が証明する方法）が講じられるようにすることが必要。</li> <li>各国の合法性の根拠を具体的に明確にすべき。また、生産国の森林に関する法令に合法であることの証明は、極力費用負担を軽く、簡素であって、形式を定めず基本的には各企業からの自己申告のような形で対応できるようにすべき。</li> <li>「見直し案」の「原木の生産された国」の表記と「ガイドライン」の「原木の生産される国」の表記について、相違の有無を明らかにされたい。</li> <li>海外の輸出業者に対し、ガイドラインの趣旨及び具体的見直し案について、早急に外国語での通知と意見募集をすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各府省と連携の上、配慮します。</li> <li>各国の合法性の確認については、扱う木材が違法な伐採でなければ、容易に証明できると考えます。</li> <li>ご意見を踏まえ、表現の適正化を図ります。</li> <li>これまで基本方針の見直しに当たっては、広く国民等から提出していただいた意見・情報を考慮して意思決定を行うパブリックコメントの手続を実施しております。なお、基本方針については毎年度閣議決定後速やかに英訳を行い、環境省ホームページに掲載しています。</li> </ul>	2
			1
			1
			1

・グリーン購入法においてはCSA、FSC、PEFC、SFIを含む森林認証システムによって認証された森林からの木材をeco-friendly製品とすべき。	・持続可能な森林経営に関する国際的な基準、考え方が定まっていないことから、今後、国際的な基準、考え方が定まった時点において、必要な事項について検討を行いたいと考えております。	2
・木材や木材製品の調達判断の基準として合法性が、配慮事項として持続可能性が提案されたこと認識しているが、配慮事項である持続可能な森林管理は判断の基準の合法性と等しく重要な事項と考えられることから、持続可能な森林管理の明確な定義が必要。	・持続可能な森林経営に関する国際的な基準、考え方が定まっていないことから、今後、国際的な基準、考え方が定まった時点において、必要な事項について検討を行いたいと考えております。	2
・備考に示されている「...平成18年4月1日より以前に契約を締結していることを記載した場合には、合法的な木材であることの証明は不要である」、違法伐採された可能性のある製品を確認することなく、使用の継続を見なすことになるため、「...平成18年4月1日より以前に契約を締結していることを記載した場合には、4月1日以降の納品には合法的な木材であることの証明が必要であることを改めて提示し、証明開始時期を確認すること」とし、必要に応じて、納品先との交渉、契約内容の変更にも努めるべき。	・既に加工された製品等については、合法性を確認することは困難であるため、備考の記述は原文のとおりとします。なお、林野庁、各府省と連携し、合法性の確保に努めます。	9
・持続可能性の証明ができないものは持続可能でないと仮定しているように思われるが、ここに提示された証明方法により合法性が確認されていない木材製品を排除しようとしているのではないかと。	・特定調達物品として必要な要件は、合法性であり、持続可能性は配慮事項（望ましい事項）で要件ではありません。	1
・違法伐採関係は新たな取組であることから、関係者への内容の周知や取組体制づくりの期間が必要であり、周知期間や取組体制づくりのため、猶予期間を設けるべき。	・備考の記述のとおり、平成18年4月1日以降の伐採が合法性の証明の対象となることから、適切な猶予期間が担保されていると考えます。	9
・木材チップの場合、基準施行前の契約のもと、以降のものを分別管理することは困難であることから、その確認は帳簿上の確認、即ち帳簿上3/31以前契約のものが残存している間は証明書不要期間とすべきである。	・備考への記述のとおり、ご指摘の措置はとられています。よって原文のとおりとします。	1
・「間伐材」「小径材」はeco-friendlyとされているが科学的根拠が示されていない。	・間伐材、林地残材、小径木等については未利用資源の有効利用であり、環境負荷低減の観点からその利用を推進する必要があると考えます。	1
・間伐材を優先的に位置づけている現行のグリーン購入法自体が問題ではないか。	・間伐材、林地残材、小径木等については未利用資源の有効利用であり、環境負荷低減の観点からその利用を推進する必要があると考えます。そのため、当該品目の環境負荷低減効果を検討の上、当該品目の判断の基準を設定しているところです。	1
・間伐材の定義について、国産材利用推進の点からは理解できるが、世界的に統一性されていないことから参考として扱うべき。	・間伐材については未利用資源の有効利用であり、環境負荷低減の観点から第一に推進する必要があると考えております。	1
・国内の木材利用の促進により、海外からの木材輸入を抑制することが非常に効果的。	・今後、適宜参考させていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。	1
・パーজনバルブに関する規定を設けたことは評価できるが、間伐材や非木材材料は二次材、再利用材、未利用材ということから運用上のチェックが必要、パーজনバルブは持続可能な森林材であることを必須の規定とすること、情報の開示・公開が前提であることの3点が必要。	・今後、適宜参考させていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。	2
・持続可能性を審査するためのアプローチが、個々の価値と状況に依存しているが、その定義は環境、社会、経済の3つの活動範囲に対し注意を払った上で行うべき。	・持続可能性については国際的な同意と適切な供給体制が確立し次第、公開で行っている意見募集に提案を頂き、早急に検討をしていきたいと考えています。	1

## 2. 品目の追加等に関する意見

	主な意見の概要	考え方(案)	
今回の追加・見直し部分以外の品目の追加及び既存品目の判断基準の見直し等に関する意見のうち、今年度、提案をいただいているものに関する意見			
公共工事関係	・スラッジ水の使用に関してどのような取扱いになったのか教示願いたい。	・「国及び独立行政法人等による調達がない、または、極めて少ないもの」「既に十分に普及しているもの」を除き、パブリックコメントにおいて示した特定調達品目検討に当たっての基本的考え方に従い、いただいた提案を参考に、検討を行っています。なお、個別の提案については、その検討結果及び理由等を別途お知らせします。	1
	・「ビニル樹脂系材料」だけでなく、ポリオレフィン樹脂系材料も含む内容とすべき。		1
	・舗装材について、別表に示される原料に限定せず、産業廃棄物由来の溶融スラグなど広く再生利用の促進を図るべき。		1
	・「コンクリート用フライアッシュ」を新たに品目名として追加すべき。これが困難な場合、既存の「フライアッシュセメント」の判断基準に「コンクリートに、混和材として5%を超える分量のフライアッシュが使用されていること」との文言を追加すべき。		1
今回の追加・見直し部分以外の品目の追加及び既存品目の判断基準の見直し等に関する意見のうち、今年度、提案をいただいているものに関する意見			
紙類	・合法性・持続可能性が確認されたパーজনバルブは、古紙と同様の扱いにするとともに、白色度、塗工量については判断の基準を設定しないものとすべき。	・今回のパブリックコメントの対象となっているものではありませんが、今後、適宜参考させていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。	1
コンクリート用スラグ骨材	・「高炉スラグ骨材」の判断の基準に、「高炉スラグ骨材とは、JISA5011-1 3.種類で規定するもの」と追記すべき。	・基本方針については、環境基準を規定するものであって品質基準について規定するものではないという考えのもと、測定方法、試験方法等の引用等に必要な場合を除き、JISを記載しないという整理が以前よりなされており、現在の基本方針も前述の整理のもとに策定されています。このため、原案のとおりとします。	2
	・「フェロニッケルスラグ骨材」の判断の基準に、「フェロニッケルスラグ骨材とは、JISA5011-2 3.種類で規定するもの」と追記すべき。		1
	・「銅スラグ骨材」の判断の基準に「銅スラグ骨材とは、JISA5011-3 3.種類で規定するもの」と追記すべき。		1
	・「電気炉酸化スラグ骨材」の判断の基準に「電気炉酸化スラグ骨材とは、JISA5011-4 3.1種類で規定するもの」と追記すべき。		3
	・盛土材等の品目分類に「再生骨材」を追加すべき。		1
混合セメント	・「高炉セメント」の判断の基準に「もしくは、JISR5211 3.種類に定めるB種及びC種であること。」との文言を追加すべき。	・基本方針については、環境基準を規定するものであって品質基準について規定するものではないという考えのもと、測定方法、試験方法等の引用等に必要な場合を除き、JISを記載しないという整理が以前よりなされており、現在の基本方針も前述の整理のもとに策定されています。このため、原案のとおりとします。	3
セメント	・「フライアッシュセメント」の判断の基準に「もしくは、JISR5213 2.種類に定めるB種及びC種であること」との文言を追加すべき。		1
変圧器	・「エコセメント」の判断の基準に「もしくは、JISR5214 3.定義 a) エコセメントで定めるもの」との文言を追加すべき。	・判断の基準を強化又は拡充することについては、今後いただく提案や、技術の開発・普及、科学的知見の充実等の状況に応じて適宜見直しを検討することとします。なお、今回のパブリックコメントの対象となっているものではありませんが、今後、適宜参考させていただきたくためのご意見として掲載させていただきます。	1
油圧変圧器	・油圧変圧器については、2006年4月より事実上、国内全製品が現行の判断の基準を満足するため、現行基準からおよそ20%改善するよう判断の基準を見直すべき。		1
その他	・コンクリート型枠について、違法伐採の可能性のあるものを使用せず、間伐材などの代替素材の使用を促すべき。	・新たな品目のご提案については、当該品目の客観的な環境負荷低減効果を明示の上、提案募集に当たってご応募願います。	1

<ul style="list-style-type: none"> <li>「コンクリートプレキャスト工法（型枠削減可能工法）、木材以外の代替素材を使った型枠についても、グリーン購入の対象に含めるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな品目のご提案については、当該品目の客観的な環境負荷低減効果を明示の上、提案募集に当たってご応募願います。</li> </ul>	1
<ul style="list-style-type: none"> <li>公共工事における使用実績が十分でないとの理由で特定調達品目とならない場合がみられるが、特定調達品目の審査基準として品質基準を明確化するとともに、使用実績に関する審査基準の弾力的な見直しをすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共工事の目的となる工作物は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要です。よって、実際と同等の条件下での使用実績に基づき検証・評価することが不可欠であることから、提案された品目の使用条件等を考慮し、個別に判断することとしております。</li> </ul>	1
<ul style="list-style-type: none"> <li>本制度の主旨は、客観的、科学的判断基準に基づいて、環境配慮のなされた物品の普及促進を図るものと考えられるため、「特定調達物品等の普及の状況」が品目追加に当たっての判断材料となるのは本末転倒であり、反対。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本制度は、国及び独立行政法人等が環境物品等を率先して調達を推進することにより、環境物品等への需要の転換を促進することを目的としており、特定調達品目等は普及が見込まれるものである必要があります。よって、特定調達品目検討に当たっては、既に十分普及しているものでないか、また、特別な理由により普及の促進が見込めないものでないか確認することとしております。</li> </ul>	1
<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に配慮されておりながら未だ普及が充分でない商品が特定調達品目となることで、当該商品の普及を推進することが本制度の趣旨であると考えられるため、特定調達品目の選定に当たっては、「普及の状況」に選定の基準を置くべきではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回のパブリックコメントの対象となっているものではありませんが、今後、適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。</li> </ul>	1

### 3. その他の意見

	主な意見の概要	考え方（案）	
	参考資料の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（案）」に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回のパブリックコメントの対象となっているものではありませんが、今後、適宜参考にさせていただくためのご意見として掲載させていただきます。</li> <li>なお、ガイドラインについては、別途、平成18年度以降、森林・林業関係団体、木材産業関係団体、環境保護団体、学識経験者等で構成される協議会を設け、木材・木材製品分野における関係者の取組状況を検証し、更に実効性が高いものとなるよう必要な見直しを行うこととしております。</li> </ul>	
	定義について	<ul style="list-style-type: none"> <li>合法性の定義が示されているが、森林に関する法令の具体的な範囲を示すべき</li> <li>持続可能な森林経営の定義は社会的に合意が得られていないが、何らかの定義を示すべき</li> </ul>	6
	証明方法について	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外では、森林を所有する権利や利用する権利が明確でない地域がある。特にこうした地域での土地の所有権や賃貸契約が文書化され、そうした権利や契約に反していないことが「合法性」の証明に含まれるべき</li> <li>合法性の証明は、形式は定めず簡素なものとし、基本的には各企業からの自己申告のような形で対応できるようにすべき</li> <li>合法性の証明は、「手続が正しくなされたもので、手続に不正がないことが証明されたものであること」とし、手続の正当性をさらに厳しく規定すべき</li> <li>どの程度の記載内容であれば証明書として許容されるのか具体的に示すべき</li> </ul>	21
	森林認証による証明	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての証明方法において、政府や木材業者関係者とは別に、「独立した第三者機関による審査」が行われた上で、「合法性、持続可能性」の証明がなされるべき</li> <li>森林認証制度は、合法性および持続可能性の要件を満たすものであることを明記すべき</li> <li>持続可能性については、森林認証制度によってのみ可能とすべき</li> </ul>	1
	団体認定による証明	<ul style="list-style-type: none"> <li>各森林認証制度の信頼性について検証し、信頼できると判断されたもののみを用いるべき</li> <li>どのような組織が「森林・林業・木材産業関係団体」に該当するか、国内及び海外の両者につき要件を示すべき</li> <li>団体認定の仕組みについて、一定水準を確保するための具体的な手続を示すべき</li> <li>自主的行動規範に最低限記載されるべき事項等を明記すべき</li> </ul>	27
	個別企業等の証明	<ul style="list-style-type: none"> <li>証明書の記載内容は、何をどのように記載すべきか、証明書の参考様式を示すべき</li> <li>証明書には、サプライチェーンを特定することができる情報を記載すべき</li> <li>個別企業等の独自の取組による証明方法では「規模の大きな企業等」とあるが、規模の大小で木材・木材製品の合法性、持続可能性の確認方法が変わるものではないことから、「企業等」とすべき</li> <li>個別企業等の独自の取組による証明方法に関するイメージ図も示すべき</li> </ul>	1
	証明書の保管等	<ul style="list-style-type: none"> <li>証明書の保管期間を明示すべき</li> </ul>	1
	取組状況の検証と見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の設置時期、および見直し時期を明記すべき。また、協議会メンバーについては、業界の実態を踏まえ幅広い分野から選定すべき</li> <li>本措置の実施に当たっては、実際に調達された木材製品を事後評価し、適切に合法性・持続可能性が証明・確認されているかどうかを公正にチェックすべき。また、調達された木材製品の合法性に疑義が生じた際には、納入業者に合法性を証明する書類の提出を要請するなど、独立したチェック体制を整えるべき</li> </ul>	9
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外については、合法性の証明書類の発行が円滑に実施されるよう我が国政府から輸出国政府に対し、要請すべき。また、木材輸出国の森林の伐採に関する法令等を早急に調査し、関係者に情報を提供すべき</li> <li>本ガイドラインには、調達側である国の機関としてやるべき事が何ら書かれていない。本来、グリーン購入法は国の機関と契約業者に対して義務を課すものであることから、調達者としてできる事、やるべき事もガイドラインに盛り込むべき</li> </ul>	4
			2
			4
			2